

◇ 書 評 ◇

立命館大学法学叢書 第13号

徐 勝『東アジアの国家暴力と人権・平和』

杉 原 達\*

I

本書は、著者・徐勝教授が2011年3月に立命館大学法学部を定年退職されるにあたって、自身の「研究生活のまとめとして」（2頁）編んだ論文集であり、「1部 東アジア国家暴力と人権」には3論文、「2部 朝鮮半島と東アジアの平和」には6論文、そして「補論」には3論文を配し、あわせて12論文を収録した大作である。

まず本書のタイトルを見よう。「東アジア」という言葉が冒頭に掲げられている。それは著者にとって最も重要な地域概念であるが、そこには、朝鮮半島や台湾が中心的な位置を占めるとともに、日本、中国、アメリカなどがそれぞれ歴史的・空間的に深く関与してきた地域であることが含意されており、諸権力の非対称な重畳とその中での民衆の生の具体的なあり方を探ることが、本書の根底的なモチーフとなっている。

そして「国家暴力」と「平和」の間に「人権」という概念が立てられていることにも注目したい。何を起点として国家暴力と平和を問題にするのか——この核心的な問いが、3つの概念の並び方の中に埋め込まれていると思われる。そしてこのことは、著者ならではの立場、すなわち一人の長期政治犯として現代史を生き抜いてきた個人的な経験（それは『獄中19年』（1994年）などの著者の他の著作で詳述されており、また本書補論の第11章、第12章でも簡潔に論じられている）と、研究者としてその時代を学問的に対象化しようとしてきた姿勢とが、車の両輪のように響きあい呼応しあうという基本的な立場にも関係するであろう。つまり、国家暴力と平和とを、また個人の経験や実践と学術研究とを結びつけるものこそ人権という概

---

\* すきはら・とおる 大阪大学大学院文学研究科教授

念に他ならないというのが著者の観点であると、私は考えるのである。

## II

次に本書の内容紹介に入る。「はしがき」では、著者が1990年に出獄した後の研究経歴をふまえて、学問的課題を明示する。それは、① 冷戦下の東アジアにおける「公権力による重大な人権侵害からの回復」の問題、② 分断と冷戦に由来する韓国政治犯という位置から感知する朝鮮戦争の再来への危機意識を平和概念として論理化する問題、③ 南北朝鮮の和解と協力、日韓関係や東アジアにおける安全保障の問題、④ 日本の植民地支配責任に起因する東アジアにおける過去清算の問題であり、これらのテーマが、本書諸論文の中で重なり合うように論究されていくことになる。

第1章「東アジアの国家暴力」で著者は、東アジアにおける国家テロリズムを、正当性を欠く地域独裁政権とそれを支える新旧帝国主義勢力が、意に染まぬ少数集団に対して行う脅迫・武力行使として把握する。さらに朝鮮半島と台湾に共通する現代史を、内戦と冷戦の「重戦」（二重の戦争）の過程ととらえ、韓国における国家保安法と台湾における戒厳統治が、国家テロリズムの日常化を法的に基礎づけてきたとみる。そして台湾の二・二八事件や白色テロの受難者の名誉回復の過程、韓国の光州事件の名誉回復の過程の概観を通じて、国家暴力を逆照射する視座を設定しようとする。

第2章と第3章は、台湾と韓国における国家テロリズムに対する名誉回復・賠償法の制定過程が比較しながら論じられており、本書の核となる部分である。第2章「台湾「戒厳時期叛乱暨匪諜不當審判案件補償條例」の研究」は、二・二八事件（1947年）に対する補償条例（1995年）に続いて制定された上記の不当審判条例（1998年）とその改正（2000年）を扱う。この条例は、1950年代白色テロ（蔣介石政権が朝鮮戦争勃発とともに獲得したアメリカの承認を背景に、台湾島内で中国共産党支持者とみなした人々に対して行った弾圧）をはじめとする戒厳期間における受難者の名誉回復・賠償要求の高まりに対応するものであった。著者は、立法院における諸会議や公聴会などの資料に基づいて、政府、軍、公安機関、受難者たちの主張を検討する。98年条例における重要な論点は、「反乱犯、または匪諜として確実な証拠があると認められる者」には補償申請ができないという制約にあった。改正法では現行法律に基づいて「内乱罪、外患罪に触犯する」と認定された者と修正されている。

ここで私は、戒厳令下の台湾で元政治犯から、軍事法廷で判決を下された受刑者が、周囲の同輩たちに、手の指をまず 2 本、次いで 1 本出して合図を送ったという話を聞いたことを思い起こしている。2 本指と 1 本指とは懲治叛乱条例の第 2 条 1 項をさしており、死刑判決の宣告を意味するものであった。「叛乱分子」や「アカ」とみなされた人々への弾圧は苛烈で長期にわたり日常化した。受難者からの名誉回復や補償要求に対して、今なお根強い抵抗が陰に陽に存在していることが本章の論述からうかがえる。著者は、同条例の成立と改正の評価についてはなお今後の動向への慎重な判断が求められるとしつつも、この事態を台湾の民主化の過程の中でとらえ、二・二八補償条例の制定に続く国家暴力犯罪の清算の必要性から実現したと論じている。

第 3 章「済州四・三事件から見た大量虐殺事件の清算と和解」は、前章でみた論点と同様の問題を朝鮮現代史の文脈の中で焦点化する。つまり一部の「犠牲者」の排除をめぐるせめぎ合いの中に加害・被害双方の論理を探求し、その作業を通じて東アジアにおける過去清算と和解の可能性をテーマとするのである。周知のように、1948年の四・三事件は分断国家として成立した韓国の正統性を否定するものであり、冷戦体制がそのタブー化を保証してきた。だが2003年10月に盧武鉉大統領が済州島を訪問し、四・三事件における韓国政府の不当な公権力行使を謝罪した。それは「四・三特別法」(1999年成立)に基づいて作成された真相調査報告書(2003年)をふまえたものであった。本章は、この報告書を手がかりに事件の究明とそれをめぐるポリティックスを詳細に論じる。

「四・三特別法」の施行直後に、当時の極右テロ団員や退役将軍団体などが、これを違憲として憲法裁判所に取消しを提起した。2001年憲法裁判所はこの違憲審判請求を却下したが、同時に事件の「犠牲者」の認定基準(端的にいえば「共産武装兵力」の指導者の認定の可否)という深刻な問題を明るみに出した。著者は、報告書と大統領の公式謝罪を、四・三事件真相糾明・名誉回復運動の重要な一里塚として評価すると同時に、通過点にすぎないととらえ、近現代史における「重大な人権侵害」の諸案件が冷戦・反共の壁を突破し、また韓国の枠を越えて東アジアにおける過去清算(その際、日本の歴史的責任が最も鋭く問われる)こそが和解と平和の確立への方向を指し示すものであることを強調する。

### III

続いて「2部 朝鮮半島と東アジアの平和」を瞥見したい。金大中政権の対日政

策を批判的に論じた第4章「『韓日新時代』論考」、その考察を深めて「日韓朝新時代」への展望を要請した第7章「『日韓新時代』再論」、2000年の南北首脳会談の意義を手がかりに朝鮮半島における和解を東アジアの過去清算との関係で論じた第5章「双勝と慈悲」、「日の丸」・「君が代」法制化に関する日韓大学生の意識調査を分析した第6章「日本の国家主義、韓国の民族主義小考」、東北アジア地域協力の条件を問うという問題意識のもとで論点を整理した第8章「韓中高句麗史認識論争の認識」は、いずれも時事的な問題を切り口にしながら調査と各種文献をふまえた懐の深い論考である。

第9章「済州島海軍基地設置反対運動を通して見る韓国の平和運動」は、普天間基地移転問題から論を起し、国家の専有事項と考えられてきた安全保障政策を民衆中心の平和としていかに構想するのか、という問題意識を開示する。著者は、近年の済州島をめぐる政策路線を、香港やシンガポールのような国際自由都市をめざしグローバリズムの流れに乗ろうとする方向（これに海軍の海洋安保論理が重なる）と、世界平和の島宣言を推進する方向（2007年のユネスコ世界自然遺産指定とも連動する）との拮抗としてとらえた上で、海軍基地反対の論理を整理する。全国的な平和運動においては、対中国を見すえたアメリカの軍事戦略と南北朝鮮の軍事葛藤への対抗という意識が強い。これに対して地元の住民側は、次世代も含めて安全で平和な生活環境の保持に重点を置くとともに、力による平和の論理に異を唱え対話による平和を強調する。ここに著者は、軍事独裁政権の時代を経て地方自治・分権化という民主化の流れの定着を確認し、住民運動が韓国の平和運動に繋がる道筋と希望を見出している。

以上、紙幅の関係で、主要な章の紹介に重点を置いたが、本書は、著者の一貫した問題意識が太い軸となっているとともに、多彩な資料に基づいて、さまざまな立場がせめぎ合う討議空間を活写し、迫真力のある記述となっていることを強調したい。

#### IV

最後に、本書の論述から感じた方法的な問題点を、済州島海軍基地設置反対運動の分析方法に即して考えてみよう。第9章で利用された地元の江汀村村長のインタビューでは、村内賛成派の中核は海女であり、それが上意下達の特権集団であると認識されている。基地予定地は三転しており、前の二つの地域では海女は反対派の先頭に立ったとされるが、ではなぜ江汀村の海女はそうではないのか。海女を職業

集団として一枚岩の存在であるかのように表象することはできないであろう。彼女たちの生活状況の歴史性や、交渉過程の中で浮き彫りになったり逆に消去されてきた事柄について、具体的に細部へ分け入る分析こそが求められているのではないだろうか。

この点に関して私が気になるのは、「東アジアにおける国家暴力を語る場合、「日常生活に染み込む暴力」よりは、人間の存在自体を強打した古典的で赤裸々な直接暴力をまず考えなければならない。」(12頁)という主張である。ここに著者の問題意識が明示されており、それは著者自身の経験に鑑みれば十分に納得のできるものである。だが別の箇所では「冷戦に対するアプローチは、従来、国際政治の観点からなされてきたが、…冷戦と国家テロリズムが東アジア民衆の生活に与えた莫大な被害に対し、民衆自身の口を開かせ、日常をどのように規定してきたかを克明に掘り起こすことによってはじめて、冷戦時代との真の決別を果たすことができるであろう。」(25～26頁)とも記されている。

「日常生活に染み込む暴力」は、「赤裸々な直接暴力」と対立するものではなく互いに連動し、両々あいまって人間の生を規定していくのではないだろうか。だからこそ、そのつながりに目を凝らすことが求められている。そしてその課題は、本書の読者である私たちの前に投げかけられているのである。